

## 平成29年第6回羽幌町議会定例会会議録

### ○議事日程（第2号）

平成29年9月14日（木曜日） 午前10時00分開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 諸般の報告
- 第 3 報告第 5号 専決処分の報告について  
「和解及び損害賠償の額の決定について」
- 第 4 報告第 6号 財政の健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の報告について
- 第 5 承認第 5号 専決処分の承認について  
「平成29年度羽幌町一般会計補正予算」（第4号）
- 第 6 議案第44号 羽幌町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例
- 第 7 議案第45号 北海道市町村総合事務組合同規約の変更について
- 第 8 議案第46号 北海道市町村職員退職手当組合同規約の変更について
- 第 9 議案第47号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合同規約の変更について
- 第10 議案第48号 平成29年度羽幌町一般会計補正予算（第5号）
- 第11 議案第49号 平成29年度羽幌町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第12 議案第50号 平成29年度羽幌町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第13 議案第51号 平成29年度羽幌町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第14 同意第 4号 羽幌町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第15 認定第 1号 平成28年度羽幌町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第16 認定第 2号 平成28年度羽幌町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第17 認定第 3号 平成28年度羽幌町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第18 認定第 4号 平成28年度羽幌町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第19 認定第 5号 平成28年度羽幌町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第20 認定第 6号 平成28年度羽幌町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第21 認定第 7号 平成28年度羽幌町港湾上屋事業特別会計歳入歳出決算認定について

いて

第22 認定第 8号 平成28年度羽幌町水道事業剰余金の処分及び決算認定について

第23 発議第 8号 羽幌町各会計決算特別委員会の設置並びに委員の選任について

○出席議員（11名）

1番 村田 定人 君	2番 金木 直文 君
3番 阿部 和也 君	4番 船本 秀雄 君
5番 小寺 光一 君	6番 熊谷 俊幸 君
7番 平山 美知子 君	8番 磯野 直 君
9番 逢坂 照雄 君	10番 寺沢 孝毅 君
11番 森 淳 君	

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町 長	駒井 久晃 君
副 町 長	江 良 貢 君
教 育 長	山 口 芳 徳 君
監 査 委 員	鈴 木 典 生 君
会 計 管 理 者	三 浦 義 之 君
総 務 課 長	飯 作 昌 巳 君
総 務 課 電算共同化推進室長 兼電算管理係長	金 子 伸 二 君
総務課総務係長	伊 藤 雅 紀 君
総務課職員係長	門 間 憲 一 君
総務課情報管理係長	道 端 篤 志 君
地 域 振 興 課 長	酒 井 峰 高 君
地域振興課主幹兼政策推進係長	木 村 和 美 君
財 務 課 長	大 平 良 治 君
財務課財政係長	葛 西 健 二 君
財務課経理係長	越 谷 弘 和 君
財務課税務係長	山 川 恵 生 君
財務課管財係長	清 水 聡 志 君
町民課長兼住宅係長	室 谷 眞 二 君
町民課環境衛生係長	山 田 大 志 君
福 祉 課 長	今 村 裕 之 君

健康支援課長	更科滋子君
健康支援課 地域包括支援 センター室長	奥山洋美君
健康支援課介護保険係長	金丸貴典君
健康支援課保健係長	村上達君
健康支援課保健係主査	清水雅代君
建設課長	三上敏文君
建設課主任技師	石川隆一君
建設課主任技師	笹浪満君
建設課主幹	上田章裕君
建設課管理係長	更科信輔君
上下水道課長	宮崎寧大君
上下水道課主任技師	吉田吉信君
上下水道課管理係長	逢坂信吾君
農林水産課長	鈴木繁君
農林水産課農政係長	佐々木慎也君
農林水産課水産林務係長	木村康治君
商工観光課長	熊木良美君
商工観光課商工労働係長	大西将樹君
天売支所長	敦賀哲也君
焼尻支所長	棟方富輝君
学校管理課長 兼学校給食 センター所長	春日井征輝君
学校管理課総務係長	近藤優樹君
学校管理課学校教育係長	藤井延佳君
社会教育課長 兼公民館長	渡辺博樹君
体育振興係長	
社会教育課社会教育係長	高橋司君
農業委員会事務局長	高橋伸君
選挙管理委員会事務局長	飯作昌巳君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	井上 顕君
総務係長	杉野 浩君
書記	土清水 彬君

◎開議の宣告

○議長（森 淳君） これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（森 淳君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、

6番 熊谷俊幸君 7番 平山美知子君

を指名します。

◎諸般の報告

○議長（森 淳君） 日程第2、諸般の報告を行います。

本日の欠席並びに遅刻届け出はありません。

会議規則第21条の規定により、本日の議事日程表は配付いたしましたので、ご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

◎報告第5号

○議長（森 淳君） 日程第3、報告第5号 専決処分の報告について「和解及び損害賠償の額の決定について」を議題とします。

本案について報告の内容説明を求めます。

健康支援課長、更科滋子君。

○健康支援課長（更科滋子君） ただいま上程されました報告第5号 専決処分の報告についてご説明申し上げます。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告するものであります。

平成29年9月13日提出、羽幌町長。

次のページをお開きください。専決処分書でございます。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

処分事項は、和解及び損害賠償の額の決定についてであります。

和解の相手方の住所、名称につきましては記載のとおりでございます。

和解の内容ですが、1、羽幌町の過失割合が100%であること。2、羽幌町は、破損させた相手方の車両を原形に復す費用を負担すること。3、本件については、今後事由のいかんを問わず、双方ともに一切の異議の申し立てなどをしない旨の取り決めでございま

す。

損害賠償額は12万2,407円であります。なお、この損害賠償額につきましては、全額保険の適用となっております。

事故の概要について申し上げます。発生日時は平成29年6月8日木曜日午後3時10分ごろで、発生場所は羽幌町栄町97番地の1、羽幌町デイサービスセンター駐車場でございます。事故の発生状況ですが、健康支援課所管の公用車を職員が運転し、デイサービスセンターの駐車場からバックで出ようとした際、車の左後方部が無人で停車しておりました相手方車両の左前方部のバンパー付近に接触し、破損させたものであります。修理の完了をもちまして7月7日、相手方と対物賠償に関する承諾書を交わし、14日に専決処分をしたものでございます。

交通安全につきましては、日ごろから職員に注意を促しているところでございますが、このような事故が起きたこと、大変申しわけなく思っております。事故の発生後、運転しておりました本人はもとより課内の職員全員に対しまして安全運転に関し注意しております。後方の確認が不十分であったと思われまことから、確認行為の徹底やなれた場所であっても気の緩みなどがないよう安全運転を徹底し、以後このような事故を起こさないよう再発防止に努めてまいりたいと思っております。

以上をもちまして報告とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（森 淳君） これから報告第5号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

本案は、議会の委任による専決処分のため承認を要しませんので、これをもって報告を終わります。

#### ◎報告第6号

○議長（森 淳君） 日程第4、報告第6号 財政の健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の報告についてを議題とします。

本案について報告の内容説明を求めます。

財務課長、大平良治君。

○財務課長（大平良治君） ただいま上程されました報告第6号 財政の健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の報告についてご説明申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、財政の健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率を次のとおり報告し、承認を求めらるものでございます。

平成29年9月13日提出、羽幌町長。

1、財政の健全化判断比率でございますが、①、実質赤字比率につきましては一般会計を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率となりますが、羽幌町は黒字であり

ますので、数値は出ないこととなります。

②、連結実質赤字比率につきましては、全会計を対象とした実質赤字額または資金不足額の標準財政規模に対する比率となりますが、これについても黒字でありますので、数値は出ないこととなります。

③、実質公債費比率につきましては、公債費相当額に費やした一般財源の額が標準財政規模に占める割合の過去3年度の平均値となりますが、9.8%となっており、早期健全化基準の25%を下回っております。

④、将来負担比率につきましては、一般会計等の借入金や将来支出の可能性のある負担等の現在高の程度を指標化したものでありますが、2.9%となっており、早期健全化基準の350%を下回っております。

このように財政の健全化判断比率は、いずれも基準を下回っており、財政状態は健全であることをあらわしております。

2、公営企業会計に係る資金不足比率につきましては、①、水道事業会計、②、簡易水道事業特別会計、③、下水道事業特別会計、④、港湾上屋事業特別会計、いずれも資金不足はなく、健全な経営状態であることをあらわしております。

なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、監査委員の審査を終えておりますので、別紙のとおり報告書を添付しております。

以上、よろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） これから報告第6号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

討論は、議会の運営に関する基準に基づき省略します。

これから報告第6号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、報告第6号 財政の健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の報告については原案のとおり承認することに決定しました。

#### ◎承認第5号

○議長（森 淳君） 日程第5、承認第5号 専決処分の承認について「平成29年度羽幌町一般会計補正予算」（第4号）。

本案について承認の内容説明を求めます。

財務課長、大平良治君。

○財務課長（大平良治君） ただいま上程されました承認第5号 専決処分の承認につい

てご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項により報告し、承認を求めるものでございます。

平成29年9月13日提出、羽幌町長。

処分理由は、平成29年度羽幌町一般会計補正予算（第4号）を専決処分したので、議事に報告し、承認を求めるものでございます。

次のページの専決処分書をお開き願います。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をするものでございます。

専決処分日は、平成29年7月25日でございます。

次のページの補正予算書をお開き願います。既定の予算総額に歳入歳出それぞれ4,032万6,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ73億465万9,000円とするものでございます。

補正の内容をご説明いたします。6ページをお開き願います。7款商工費、商工振興費において212万6,000円の補正は、6次産業化推進事業補助金の活用見込みにより増額するものでございます。

同じく、観光費の補正は、離島観光振興事業に係る財源の一部を一般財源から交付決定を受けたいきいきふるさと推進事業助成金に更正するものでございます。

10款教育費、社会教育費の補正は、文化公演事業に係る財源の一部を一般財源から交付決定を受けたいきいきふるさと推進事業助成金に更正するものでございます。

11款災害復旧費において3,820万円の補正は、本年7月21日に発生した豪雨により朝日地区、中央地区及び羽幌港地区において道路や河川が被災したことから、早急に対応が必要な工事等に係る経費について増額補正するものでございます。なお、後日災害査定を受けて実施を予定している災害復旧工事等に係る経費につきましては、改めて補正予算を組み、議会にお諮りする予定でございます。

歳入につきましては、いきいきふるさと推進事業助成金165万円の増額補正のほか、不足する財源につきましては財政調整基金繰入金及び前年度繰越金を充てております。

以上が専決処分により補正をした予算の内容であります。よろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） これから承認第5号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

討論は、議会の運営に関する基準に基づき省略します。

これから承認第5号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第5号 専決処分の承認について「平成29年度羽幌町一般会計補正予算」（第4号）は原案のとおり承認することに決定しました。

◎議案第44号

○議長（森 淳君） 日程第6、議案第44号 羽幌町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

農林水産課長、鈴木繁君。

○農林水産課長（鈴木 繁君） ただいま上程されました議案第44号 羽幌町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由と内容についてご説明申し上げます。

平成29年9月13日提出、羽幌町長。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成29年法律第25号）の公布により、地方自治法（昭和22年法律第67号）が一部改正され、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に定める審査請求の特例規定を整備するために改正をしようとするものであります。

それでは、条文の説明をいたします。羽幌町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例。

羽幌町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例（昭和49年羽幌町条例第14号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「あつたときは」を「された場合には、当該審査請求が不適法であるために却下するときを除き」に改め、同条に次の1項を加える。

5 町長は、第1項の審査請求が不適法であるために却下したときは、その旨を町議会に報告しなければならない。

以上のように第3条の2項の文言の整理と第5項に議会への報告という一文を追加した改正になってございます。

附則、この条例は、平成30年4月1日から施行する。

よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） これから議案第44号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第44号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第44号 羽幌町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第45号～議案第47号

○議長(森 淳君) 日程第7、議案第45号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について、日程第8、議案第46号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について、日程第9、議案第47号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について、以上3件について関連がありますので、一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、飯作昌巳君。

○総務課長(飯作昌巳君) ただいま上程されました議案第45号から第47号まで、3件を一括して関連がございますので、提案理由とその内容につきましてご説明申し上げます。

初めに、議案第45号 北海道市町村総合事務組合規約の変更につきましてご説明申し上げます。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村総合事務組合規約を次のとおり変更する。

平成29年9月13日提出、羽幌町長。

提案の理由でございますが、この組合は本町も加入しております非常勤職員等に対する公務災害補償の事務を行っている組合でありまして、今般当該組合規約の一部変更について協議がありましたので、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

変更の内容でございますが、別紙で説明資料としてお配りしております規約の新旧対照表をごらんください。表紙をめくっていただいた1ページ目でございます。表の右側が現行の規約で左側が変更案でございます。別表第1として、この組合を組織する地方公共団体が、別表第2として共同処理する団体が記載されておりますが、下線を引いております江差町ほか2町学校給食組合が厚沢部町の脱退により江差町・上ノ国町学校給食組合に名称変更し……

(何事か呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) 暫時休憩します。

休憩 午前10時18分

再開 午前10時20分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長、飯作昌巳君。

○総務課長（飯作昌巳君） 大変失礼いたしました。ただいま上程されました議案第45号から第47号まで、3件を一括して関連がございますので、提案理由とその内容についてご説明を申し上げます。

初めに、議案第45号 北海道市町村総合事務組合規約の変更につきましてご説明を申し上げます。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村総合事務組合規約を次のとおり変更する。

平成29年9月13日提出、羽幌町長。

提案の理由でございますが、この組合は本町も加入をしております非常勤職員等に対する公務災害補償の事務を行っている組合でございます。今般当該組合規約の一部変更について協議がありましたので、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

変更の内容でございますが、別紙の説明資料をごらんいただきたいと思います。表紙をめくっていただいた1ページ目でございます。表の右側が現行の規約で左側が変更案となっております。別表第1として、この組合を組織する地方公共団体が、別表第2として共同処理する団体が記載されておりますが、下線を引いております江差町ほか2町学校給食組合が厚沢部町の脱退により江差町・上ノ国町学校給食組合に名称変更し、西胆振消防組合が共同処理する事務の追加により西胆振行政事務組合に名称変更をするものでございます。

以上が議案にあります変更内容でございます。

改正文の朗読につきましては、ただいまの説明をもって省略させていただきます。

附則、この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

次に、議案第46号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更についての説明を申し上げます。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村職員退職手当組合規約を次のとおり変更する。

平成29年9月13日提出、羽幌町長。

提案の理由でございますが、この組合は本町も加入をしております職員の退職手当の支給に関する事務を行っている組合でございます。当該組合規約の一部変更について協議がありましたので、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

変更の内容でございますが、説明資料の2ページをごらんいただきたいと思います。先ほどの議案第45号と同様、別表中の江差町ほか2町学校給食組合を江差町・上ノ国町学

校給食組合に、西胆振消防組合を西胆振行政事務組合に名称変更をするものでございます。

以上が議案にあります変更内容でございまして、改正文の朗読につきましてはただいまの説明をもって省略をさせていただきます。

附則、この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

次に、議案第47号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についての説明を申し上げます。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約を次のとおり変更する。

平成29年9月13日提出、羽幌町長。

提案の理由でございしますが、この組合につきましては本町も加入をしております町村議会議員に対する公務災害補償の事務を行っている組合でございまして、当該組合規約の一部変更について協議がありましたので、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

変更の内容につきましては、説明資料の3ページをごらんいただきたいと思います。別表第1には、この組合を構成する町村及び一部事務組合が記載されておりますが、先ほどの議案第45号及び第46号と同様、西胆振消防組合を西胆振行政事務組合に、江差町ほか2町学校給食組合を江差町・上ノ国町学校給食組合にそれぞれ名称変更するものでございます。

以上が議案にあります内容説明でございまして。

改正文の朗読につきましては、ただいまの説明をもって省略をさせていただきます。

附則、この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

以上が議案第45号、第46号、第47号についての説明でございまして。よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） これから議案第45号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第45号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第45号 北海道市町村総合事務組合規約の変更については原案のとおり可決されました。

次に、議案第46号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) これで討論を終わります。

これから議案第46号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第46号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更については原案のとおり可決されました。

次に、議案第47号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) これで討論を終わります。

これから議案第47号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第47号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更については原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第48号～議案第51号

○議長(森 淳君) 日程第10、議案第48号 平成29年度羽幌町一般会計補正予算(第5号)、日程第11、議案第49号 平成29年度羽幌町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)、日程第12、議案第50号 平成29年度羽幌町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)、日程第13、議案第51号 平成29年度羽幌町下水道事業特別会計補正予算(第1号)、以上4件を一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） ただいま提案となりました平成29年度一般会計の補正予算につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

既定の予算総額に歳入歳出それぞれ1,331万8,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ73億1,797万7,000円とするものでございます。

補正をいたします主な内容を申し上げます。歳出において2款総務費、一般管理費において電算システム導入委託料100万円の補正は、メールサーバーの老朽化に伴い別サーバーへの環境構築及び運用の移行を行うものでございます。

次に、3款民生費、社会福祉費において障害福祉システム改修委託料129万6,000円の補正は、障害者総合支援法及び児童福祉法の改正に伴うシステム改修を行うものでございます。財源につきましては、2分の1が国庫支出金で賄われます。

同じく、国民年金事務取扱費において国民年金システム整備事業委託料54万3,000円の補正は、国民年金法に基づく届け出書様式の統一化に伴うシステム整備を行うものでございます。財源につきましては、全額国庫支出金で賄われます。

今回補正をいたします一般会計の財源でございますが、それぞれの事業に対し歳入予算に計上している特定財源のほか、借入額が確定いたしました臨時財政対策債455万7,000円の増額補正と不足いたします757万円につきましては前年度繰越金を充てております。

以上で一般会計を終わり、次に国民健康保険事業特別会計の補正につきましてご説明申し上げます。

既定の予算総額に歳入歳出それぞれ86万9,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ12億2,738万4,000円とするものでございます。

補正をいたします内容は、前年度療養給付費の確定に伴う療養給付費交付金返還金となっており、財源につきましては前年度繰越金を充てております。

次に、介護保険事業特別会計の補正につきましてご説明申し上げます。

既定の予算総額に歳入歳出それぞれ1,478万7,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ10億7,478万7,000円とするものでございます。

補正をいたします内容を申し上げます。保険事業勘定の歳出で6款諸支出金において介護給付費返還金947万3,000円の補正は、介護保険給付費の公費負担分等の翌年度精算に伴うものであり、財源につきましては前年度繰越金を充てております。

次に、介護サービス事業勘定の歳出で2款事業費において531万4,000円の補正は、特別養護老人ホーム整備基金積立金500万円、デイサービスセンター換気設備修繕料31万4,000円となっており、財源につきましては一般会計繰入金及び前年度繰越金を充てております。

次に、下水道事業特別会計の補正につきましてご説明申し上げます。

既定の予算総額に歳入歳出それぞれ448万3,000円を追加し、予算の総額を歳入

歳出それぞれ4億7,748万3,000円とするものでございます。

補正をいたします内容は、配置職員の増加に伴う人件費の増となっており、財源につきましては一般会計繰入金を充てております。

以上、今回補正をいたします予算の内容であります。よろしくご審議、ご決定賜りますようお願いを申し上げます、提案の理由とさせていただきます。

○議長（森 淳君） 次に、財務課長から内容説明を求めます。

財務課長、大平良治君。

○財務課長（大平良治君） 続きまして、私から内容をご説明いたします。

一般会計の8ページをお開き願います。3款民生費、社会福祉費において障害者自立支援給付費、道費負担金返還金85万円の補正は、過年度分負担金の確定に伴う返還金となっており、障害児入所給付費等国庫負担金返還金19万8,000円、同じく道費負担金返還金5万1,000円、計24万9,000円の補正は、いずれも前年度負担金の確定に伴う返還金でございます。

同じく、介護福祉費において介護保険事業特別会計繰出金31万4,000円の補正は、デイサービスセンター換気設備修繕に伴う繰出金でございます。

同じく、児童福祉費において子ども・子育て支援交付金（国庫）返還金58万8,000円、子どものための教育・保育給付費国庫負担金返還金121万9,000円、同じく道費負担金58万8,000円、計239万5,000円の補正は、前年度交付金及び負担金の確定に伴う返還金でございます。

同じく、児童措置費において児童手当交付金（国庫）返還金216万4,000円の補正は、前年度交付金の確定に伴う返還金でございます。

10ページをお開き願います。6款農林水産業費、農業委員会費において農業委員会委員報酬2万4,000円の補正は、委員の改選に伴い新旧委員が重複する月分の報酬が不足することから増額するものでございます。

次に、8款土木費、都市計画管理費において下水道事業特別会計繰出金448万3,000円の補正は、配置職員増加に伴う人件費の増に対する繰出金でございます。

以上で補正内容についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） お諮りします。

審議の方法については、各会計ごとに歳入歳出一括して質疑を行い、それぞれ討論、採決の順に従い、審議を進めることにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、そのように進めることに決定しました。

これから議案第48号 平成29年度羽幌町一般会計補正予算（第5号）について歳入歳出一括して質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) これで討論を終わります。  
これから議案第48号を採決します。  
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) 異議なしと認めます。  
したがって、議案第48号 平成29年度羽幌町一般会計補正予算(第5号)は原案のとおり可決されました。

次に、議案第49号 平成29年度羽幌町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について歳入歳出一括して質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) これで討論を終わります。  
これから議案第49号を採決します。  
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) 異議なしと認めます。  
したがって、議案第49号 平成29年度羽幌町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)は原案のとおり可決されました。

次に、議案第50号 平成29年度羽幌町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について歳入歳出一括して質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) これで討論を終わります。  
これから議案第50号を採決します。  
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) 異議なしと認めます。  
したがって、議案第50号 平成29年度羽幌町介護保険事業特別会計補正予算(第1

号)は原案のとおり可決されました。

次に、議案第51号 平成29年度羽幌町下水道事業特別会計補正予算(第1号)について歳入歳出一括して質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) これで討論を終わります。

これから議案第51号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第51号 平成29年度羽幌町下水道事業特別会計補正予算(第1号)は原案のとおり可決されました。

#### ◎同意第4号

○議長(森 淳君) 日程第14、同意第4号 羽幌町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、駒井久晃君。

○町長(駒井久晃君) 提案理由の説明に入る前に、皆様方に議案のほうへお書き入れ願いたいと思います。

住所、苫前郡羽幌町栄町89番地の42、氏名、長谷川一志、生年月日、昭和25年2月9日生まれ、67歳。

それでは、同意第4号 羽幌町固定資産評価審査委員会委員の選任について、提案理由のご説明を申し上げます。現委員であります茶谷政良氏が平成29年9月27日付をもって任期満了となりますことから、氏の人格、識見はもちろんのこと、長年培われた行政経験のもとに税務行政にご尽力をいただきたいと考え、羽幌町固定資産評価審査委員会委員としてご同意を賜りたく、ご提案を申し上げた次第でございます。

よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願いを申し上げまして、提案の理由とさせていただきます。

○議長(森 淳君) これから質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) これで質疑を終わります。

討論は、議会の運営に関する基準により省略します。

これから同意第4号を採決します。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) 異議なしと認めます。

したがって、同意第4号 羽幌町固定資産評価審査委員会委員の選任については原案のとおり同意することに決定しました。

◎認定第1号～認定第8号、発議第8号

○議長(森 淳君) 日程第15、認定第1号 平成28年度羽幌町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第16、認定第2号 平成28年度羽幌町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第17、認定第3号 平成28年度羽幌町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第18、認定第4号 平成28年度羽幌町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第19、認定第5号 平成28年度羽幌町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第20、認定第6号 平成28年度羽幌町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第21、認定第7号 平成28年度羽幌町港湾上屋事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第22、認定第8号 平成28年度羽幌町水道事業剰余金の処分及び決算認定について、日程第23、発議第8号 羽幌町各会計決算特別委員会の設置並びに委員の選任について、以上9件を一括議題とします。

先に、認定第1号から認定第8号までの提案理由の説明を求めます。

町長、駒井久晃君。

○町長(駒井久晃君) 平成28年度羽幌町各会計の決算認定をご提案するに当たりまして、その概要をご説明いたします。

資料につきましては、羽幌町各会計決算認定資料に基づきご説明いたします。一般会計では、歳入決算額70億8,128万8,059円、歳出決算額68億6,192万1,981円、差し引き剰余金2億1,936万6,078円となっております。

では、初めに歳入の主なものについてご説明いたします。収入の約5割を占める地方交付税は約31億3,245万円、前年度対比6,215万円、1.9%の減となっており、単位費用の減額が主なものでございます。町税については約7億1,175万円、前年度対比1,322万円、1.9%の増となっており、町民税の増額が主なものでございます。国庫支出金は羽幌小学校改築等で約2億9,009万円の増額となっており、道支出金は介護保険関連基盤整備事業等で約6,396万円の増額となっております。地方消費税交付金は税込減により約2,307万円の減、寄附金はふるさと納税の減少により約3,402万円の減となっております。歳入決算額では約70億8,129万円となり、前年度対比約7億3,348万円、11.6%の増となっております。

次に、歳出であります。主な経費の内容についてご説明いたします。投資的経費で約13億5,222万円、前年度対比7億2,076万円の増となっておりますが、その理

由として事業完了等により減少したものは、町有財産管理事業として道有財産取得、廃棄物収集処理事業としてごみ収集車購入、焼尻めん羊牧場堆肥場整備事業、焼尻郷土資料館改修事業等でございます。一方、増加したものは地域密着型サービス事業所整備事業補助、橋梁補修事業、公営住宅整備事業、羽幌小学校改築事業などが主なものでございます。人件費は約10億939万円、前年度対比1,506万円の減、公債費は約7億3,358万円、前年度対比4,613万円の増となっております。歳出決算額では約68億6,192万円となり、前年度対比約9億3,027万円、15.7%の増となっております。

次に、特別会計でございますが、担当課長から説明をさせますので、私からの説明は省略をさせていただきます。

続きまして、水道事業会計のご説明をいたします。収益的収支の収入では、給水人口及び給水戸数の減少などの影響により有収水量が0.7%減少しております。27年度との営業収益を比べますと112万364円の減額となった一方、支出においても総係費の人件費やシステム管理賃貸料及び減価償却費の減少により支出全体で658万6,528円の減額となり、結果損益計算書では4,987万6,703円の純利益が生じたところでございます。資本的収支では、低区第1配水池防水塗装工事など建設改良費で2,490万4,800円、企業債償還金が5,290万7,627円で、支出総額は7,781万2,427円となっております。これに対して収入がありませんので、不足額の全額につきましては減債積立金及び留保資金等で補填をしたものでございます。

次に、普通会計の財政指標等の状況についてご説明いたします。まず、財政構造の弾性を示します経常収支比率は83.7%であり、前年度より2.4ポイント増加しており、公債費や繰出金の増加が主なものでございます。また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率及び公営企業会計に係る資金不足比率につきましては、このたびの議会に報告しているとおりでありますが、実質公債費比率については9.8%、将来負担比率は2.9%といずれも早期健全化基準を下回り、財政健全化が図られているという判断ができるものでございます。

以上、平成28年度各会計の決算概要をご説明いたしました。我が国の景気は回復基調にあると言われていたものの、地方の経済は依然として厳しい状況で推移していることから、今後も羽幌町総合振興計画や羽幌町まち・ひと・しごと創生総合戦略をもとに計画的かつ効果的な行財政運営を推進し、住民サービスの向上や地域経済の活性化を促進するとともに、新たな行政需要など情勢の変化にも的確に対応できるよう将来を見据えた健全財政の堅持に努めてまいりますので、よろしくご審議くださいますようお願いを申し上げます。提案の理由とさせていただきます。

○議長（森 淳君） 次に、発議第8号の提案理由は、平成28年度羽幌町各会計の決算を審査するため特別委員会を設置しようとするものであります。

お諮りします。ただいま一括議題となっております認定第1号から認定第8号については、発議第8号により、羽幌町議会委員会条例第4条の規定に基づき、全員の議員をもつ

て構成する羽幌町各会計決算特別委員会を設置し、同委員会に付託の上、審査することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) 異議なしと認めます。

したがって、発議第8号は全員の議員をもって構成する羽幌町各会計決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

暫時休憩します。

休憩 午前10時54分

再開 午前10時54分

○議長(森 淳君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

決算特別委員会正副委員長の互選の結果、委員長に2番、金木直文君、副委員長に7番、平山美知子君と決定したので、報告いたします。

#### ◎休会の議決

○議長(森 淳君) お諮りします。

各会計決算特別委員会決算審査のため、これから9月15日まで休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) 異議なしと認めます。

したがって、これから9月15日まで休会することに決定しました。

ただし、会議規則第10条第3項の規定により、休会中であっても決算特別委員会終了次第本会議を開きます。

以上で本日の議事日程は全部終了しました。休会して各会計決算特別委員会を開催します。各会計決算特別委員会の審議状況に応じて、終了後速やかに本会議を再開することといたします。

#### ◎休会の宣告

○議長(森 淳君) 以上をもちまして休会します。

(午前11時11分)